○内閣府令・総務省令・文部科学省令第一号

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十六条及び第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百六十四条の四」を「第百六十四条の五」に改める。

第六条第一項第三号中「法第百十三条第四項」を「法第百十三条第五項」に改め、「取引」の下に「（次号に規定する取引を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二　退職等年金給付業務経理　法第百十三条第五項に規定する組合の事務のうち法第七十六条に規定する退職等年金給付に係る事務に関する取引

第百二十条第三項中「退職共済年金決定請求書を」の下に「、前項第三号から第五号までに掲げる書類を添えて」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該者が、当該書類を既に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

第百三十四条第一項第七号の次に次の二号を加える。

七の二　請求者が、組合員又は組合員であつた者の子である場合において、当該組合員又は組合員であつた者の夫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫を除く。）が六十歳に達していないときは、その旨

七の三　組合員又は組合員であつた者の死亡について、夫である請求者が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨

第百三十四条第一項第八号中「妻」を「配偶者」に改める。

第百三十六条の見出し中「障害による」を削り、同条中「法第九十九条の四第一項ただし書の規定により遺族共済年金の」を「法第九十九条の四第一項から第三項までの規定により支給が停止されている遺族共済年金について、その」に、「遺族共済年金停止解除請求書に障害の状態に関する診断書を添えて、」を「遺族共済年金停止解除請求書を」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　遺族共済年金の停止の解除の事由

第百三十六条に次の一号を加える。

四　その他必要な事項

第百三十六条本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　受給権者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態になつたことにより前項の請求書を提出する場合には、障害の状態に関する診断書

二　その他必要な書類

第百三十七条第三項中「前項」を「前二項」に改める。

第百五十六条の二の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（生存の確認）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（所在不明の届出）

第百五十六条の二の二　年金受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した所在不明届出書を組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）に提出しなければならない。

一　提出者の氏名及び住所並びに提出者と受給権者との身分関係
二　受給権者と同一世帯である旨
三　受給権者の氏名及び生年月日
四　受給権者の年金証書の記号及び番号
五　受給権者が所在不明となつた年月日
六　その他必要な事項

第百五十六条の三に見出しとして「（本人確認情報の提供を受けることができない受給権者等に係る届出）」を付し、同条第一項中「前条第一項」を「第百五十六条の二第一項」に改め、「受けることができない」の下に「場合又は前条の所在不明届出書の提出を受けた場合には、当該」を加える。

第百六十四条の三第一項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業及び同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業」を「法第百十四条の二第一項に規定する育児休業等」に改め、同条第三項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該者が育児休業等の終了する日の前日までに法第百十四条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業（法第百十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業をいう。次条第三項並びに第百六十四条の五第一項及び第三項において同じ。）を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。

第百六十四条の四第一項第四号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の下に「（平成三年法律第百十号）」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の下に「（平成三年法律第七十六号）」を加え、同条第三項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該者が育児部分休業等の終了する日の前日までに法第百十四条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業等を開始したことにより育児部分休業等を終了したときは、この限りでない。

第五章中第百六十四条の四の次に次の一条を加える。

（産前産後休業の期間に係る掛金の免除の申出）

第百六十四条の五　法第百十四条の二の二の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した産前産後休業掛金免除申出書を組合に提出しなければならない。

一　組合員の氏名
二　組合員証の記号及び番号
三　所属機関の名称及び所在地
四　産前産後休業をしている旨
五　多胎妊娠の場合にあつては、その旨
六　産前産後休業の期間に係る掛金の免除の申出をした日、その産前産後休業を開始した日、その産前産後休業が終了する日及びその産前産後休業に係る子の出産予定年月日（申出をしようとする者が産前産後休業に係る子を既に出産した場合にあつては、当該子の生年月日）

2　前項の申出書には、同項第四号から第六号までの事実を証明する書類を添えなければならない。

3　法第百十四条の二の二の規定により掛金が免除されている者に係る第一項第六号に掲げる産前産後休業が終了する日に変更があつた場合には、次に掲げる事項を記載した産前産後休業掛金免除変更申出書を組合に提出しなければならない。

一　組合員の氏名
二　組合員証の記号及び番号
三　所属機関の名称及び所在地
四　産前産後休業の期間に係る掛金の免除の申出をした日、その産前産後休業を開始した日、変更前及び変更後のその産前産後休業が終了する日並びにその産前産後休業に係る子の出産予定年月日（申出をしようとする者が産前産後休業に係る子を既に出産した場合にあつては、当該子の生年月日）

4　前項の申出書には、同項第四号の事実を証明する書類を添えなければならない。

第百七十四条第一項に次の一号を加える。

九　産前産後休業掛金免除申出書又は産前産後休業掛金免除変更申出書

第百七十四条第三項中「又はその遺族」を「、その遺族又はその者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者」に改める。

別紙様式第二十三号の注意事項3(1)ア及びイ中「平成26年3月31日まで」を「昭和19年4月1日までに生まれた者」に改める。